

会 議 名	令和6年度第3回港区子ども・子育て会議	
開催日時	令和7年2月7日（金曜日） 午後6時30分から午後8時まで	
開催場所	区役所9階911～913会議室	
委 員	（出席者）澁谷会長、請川副会長、小原副会長、中川委員、クォン委員、泉谷委員、 石神委員、原口委員、北條委員、仁井委員、池田委員、高宮委員、 佐生委員、山岸委員、吉岡委員、佐野委員 （欠席者）柳川委員、小林委員	
事 務 局	子ども家庭支援部長 子ども家庭支援部子ども政策課長 子ども家庭支援部子ども若者支援課長 子ども家庭支援部保育課長 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長 教育委員会事務局教育推進部長 教育委員会事務局教育推進部教育長室長 教育委員会事務局学校教育部学務課長 教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長 教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長 児童相談所児童相談課長 障害者福祉課長 生活福祉調整課長 みなと保健所健康推進課長	中島 博子 西川 杉菜 矢ノ目 真展 清水 雅美 石原 輝章 山本 睦美 野上 宏 鈴木 健 大久保 和彦 清水 浩和 中島 由美子 宮本 裕介 大原 裕美子 土井 重典
傍 聴 者	0人	
会議次第	議題 （1）港区子ども・若者・子育て総合支援計画（案）について （2）令和5年度の区立保育園及び区立幼稚園の運営経費について （3）令和7年度の保育園及び幼稚園の申込状況について	
配付資料	資料1 資料2 資料3 資料4 資料5 [机上配付] 資料6	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（案）について 令和5年度の区立保育園運営経費について 令和5年度の区立幼稚園運営経費について 令和7年4月保育園入園（1次）申込状況について 令和7年度港区立幼稚園の申込状況について 令和7年度私立幼稚園応募状況一覧表

会議の結果及び主要な意見	
会長	ただいまより、令和6年度第3回港区子ども・子育て会議を開催します。 本日の終了時刻は午後8時を予定しております。円滑な会議運営にご協力をお願いします。初めに、本日の出席状況、資料確認を事務局からお願いします。
事務局 (子ども政策課長)	定足数である過半数の出席が確認できておりますので、会は成立しております。 次に、資料の確認をさせていただきます。1月30日に事務局から資料1から資料5を郵送しております。また、机上に資料6を配付しております。お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。
会長	議題に入る前に、本日の進行についてです。議題ごとに目安の時間を設けて進行していきたいと思います。予定の時間を超えてしまった場合は、ご意見やご質問を切り上げて次の議題へ進めさせていただく場合がございます。 事務局の説明は簡潔にお願いし、限られた時間ではありますが、委員の皆様からの意見を多くお聞きしたいと思っております。ご協力をお願いいたします。 それでは議題に移ります。議題(1)港区子ども・若者・子育て総合支援計画(案)についてです。事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (子ども政策課長)	1 議題 (1) 港区子ども・若者・子育て総合支援計画(案)について (資料1説明) 前回の会議でいただいた子ども・若者・子育て総合支援計画(素案)についてのご意見をもとに計画(素案)を修正し、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメント等の内容と計画(素案)の修正内容について説明させていただきます。 資料1 項番1のパブリックコメントの状況です。令和6年11月29日から令和7年1月6日まで実施し、23人から34件のご意見をいただきました。 項番2の区民説明会です。12月に2回開催し、参加者は1回目0人、2回目6人、計3件のご意見をいただきました。 項番3の関係する団体への説明会です。令和6年11月11日から11月29日までの間に、各団体に出向いて計画(素案)を説明しました。参加者数は計213人で、私立幼稚園PTA連合会は当日案件が無く、資料送付という形になっています。 項番4のみなと子ども会議です。委員構成は港区在住・在学の概ね10歳から18歳までの子ども・若者28人で構成されています。12月15日午後1時から港区役所で開催し、参加者12人から17件のご意見をいただきました。 これらの意見・要望等の対応状況は項番5に記載のとおりです。④意見の内容が対応できないものはありませんでした。①意見を反映し、計画素案を修正したものについて資料1-2を用いて簡単に説明させていただきます。 No.20の台場には一時預かりがないので整備してほしいというご意見に対し、来年度から台場保育園において一時保育を実施することを追記しました。 No.22の子どもが自由に訪れ相談できる施設はあるかというご質問に対し、子ども中高生プラザ、児童館、教育センター、子ども家庭支援センター等において子どもが相談できる体制を整備することや、子ども版広聴などとおして子どもの声を区政に生かす取組を実施していくことを追記しました。 No.29のインターネット及びオンラインゲームに関する実態調査報告書を引用した

	グラフが施策と一致していないのではないかというご意見に対し、基本方針2の施策に関連する低学年の放課後の過ごし方のグラフに修正しました。 No.39の大人だけの意見にならないように子どもの意見も聞いてほしいというみなと子ども会議でいただいたご意見に対し、港区こども月間などと合わせて子ども版広聴を推進していくことを追記しました。 No.41のインターネットリテラシーが低い人が多いので、モラルに関する授業などを増やしてほしいというみなと子ども会議でいただいたご意見に対し、情報技術を適切に活用した学習活動の充実や、情報活用能力の育成の内容を追記しました。 No.44の相談ができ自分を肯定してくれる人や場所がほしいというみなと子ども会議でいただいたご意見に対し、子どもの権利侵害に関する相談・救済体制の充実の内容を追記しました。 No.49の区内の企業見学などをとおして働くイメージを持ちたいというみなと子ども会議でいただいたご意見に対し、企業と連携した職場体験等の内容を追記しました。 資料1-3では、左側が計画（素案）の記載内容、右側が計画（素案）修正後の記載内容とし、修正箇所を具体的にお示ししています。後半部分に時点修正等を行った表なども掲載しています。 資料1-3 No.13の英語に触れ合う機会の充実について、各区立保育園にネイティブティーチャーを派遣すると記載がありますが、対象は直営の区立保育園のみでしょうか。それとも公設民営も含めた区立保育園でしょうか。また、区立保育園だけでなく私立保育園にも支援していただきたいと思います。 No.15の地域社会で支え合う学びの推進について、「地域と幼稚園・学校とが連携・協働し」と記載がありますが、ここに保育園が入っていないのはなぜでしょうか。保育園・幼稚園の区切りをするべきではないと思います。 No.23、No.24の保育の量の見込みと確保方策について、現在は出生率が下がっており、年々保育園の入園児数や入園希望者数が減少している中、No.23では令和10年度に量の見込みが大幅に増加し、No.24では0歳、1歳、2歳の量の見込みが令和7年度以降増加し続けているのはなぜでしょうか。 No.13の英語に触れ合う機会の充実について、令和7年度は全区立保育園の直営園で実施します。今回この事業を実施するに当たり、いくつかの私立保育園に実施状況を確認したところ、すでに対応している園がありましたので、まずは区立保育園で開始し、その後は状況に応じて対応していきたいと考えています。 No.15の地域社会で支え合う学びの推進については、教育委員会の所管であり、前後の文章等を踏まえて検討させていただきます。 No.23、No.24の量の見込みと確保方策については、新規園の開設により定員が少しずつ増加するという状況です。 これまで2回の会議で問題点を指摘してきましたが、その問題点に対する対応がこの計画からは何も見えません。港区の乳幼児期の深刻な課題を明確にした上で、それにどう対応するかということを示していただく必要があると思います。 重要な課題は主に4つあると思います。1つ目は乳幼児人口の急減です。幼稚園も保育園も実員を大幅に上回る定員が設定されていますが、今後どのように減らしていくのかということが全く見えません。 2つ目は人材確保です。日本全体を見ると、教員を確保できず学級編制を見送る事
A委員	
事務局 (子ども政策課長)	
B委員	

	態が起こっています。港区においてはそのような状況には至っていませんが、保育園・幼稚園の人材確保が非常に難しくなっています。 保育園の人材確保については様々な施策をされていますが、幼稚園の人材確保に対する施策は現在のところ何もありません。 3つ目は園庭の確保です。園庭を確保できない保育園が9割を超えている状態を改善すべきだという答申を出していますので、園庭の確保に向けて毎年度数値目標を立て、具体的に改善していく必要があると思います。 4つ目は、今までこの会議で話に出ておりませんでした、教育・保育事業の利用状況についてです。日本全体あるいは東京都をみると幼稚園が約30%、保育園が約60%、残りの約10%がその他となっています。ところが港区は幼稚園が32%と全国とそれほど乖離していませんが、保育園が約40%と低く、その他が十数%と高い状況です。この状況を改善する予定はあるのでしょうか。 1つ目の乳幼児人口が減少するにもかかわらず定員が増加していくことについては、再開発計画に伴い開設する保育園があるためです。再開発計画の中でも、保育園を設置しないことで調整できたところについては、すでに取り下げたものも半数ほどありますが、すでに再開発計画が進み、着工を取りやめることにより多大な影響が生じてしまうところについては、設置を取りやめることが非常に困難な状況です。 今後の定員管理については、再開発事業者のご意向や人口動向等を踏まえて毎年度見直しを行い、翌年度4月1日の定員を設定していきます。計画書にはこのとおり記載しますが、毎年度状況を見ながら定員管理をしていきます。 2つ目の人材確保については教育委員会から後ほど説明させていただきます。 3つ目の園庭の確保については、区としても大きな課題だと認識しています。地価の高い港区ではすぐに園庭を用意することは困難ですが、現在、大規模開発の中で保育園を整備する際には、園庭の整備を強く打診しています。 また、民間の土地を借り上げてこどものにわといった遊び場を開放していることや、今年の7月には高輪で幼児・児童の屋内遊び場を整備します。これらは園庭ではありませんが、近隣の保育園児たちが雨の日や暑い日でも遊べるような試みを行っています。引き続き子どもが体を動かせる場所を確保していきたいと考えています。 4つ目の教育・保育事業の利用状況については、港区の特性として認可外のインターナショナルスクール等を利用している方が多いと認識しています。様々なニーズや選択肢を注視しながら、計画の進捗を管理していきたいと思います。
事務局 (子ども政策課長)	2つ目の人材確保について、区では私立幼稚園15園に対して運営補助を行っていますが、現在その中に家賃補助は含まれていません。公私立幼稚園連絡協議会で提案いただき、補助の必要性について検証していきたいと考えています。 現在、私立幼稚園と私立保育園への補助一覧を作成し、差異について検証しています。私立幼稚園と私立保育園で極力同様の支援ができるように工夫していきたいと思っています。
A委員	前回会議でも保育園の遊び場に困っているという話をさせていただき、毎回答申でも出していますが、土地確保の問題があり園庭のない保育園が増えています。 港区はタワーマンションが多くあるため、区立しばうら保育園のように保育園と別の階を園庭にすることで土地確保の問題も解決できるのではという斬新な意見が私立保育園の懇親会で出ました。屋内園庭であれば暑い日などでも利用できるという利点もあります。土地確保の問題に対して、保育課以外の関係部署とも連携し、視点を

C委員	変えることで解決できることもあると思います。 幼稚園においては、おそらく公私立とも園庭が整備されていると思いますが、それでも園児数が減っているということは、保護者が園庭の有無で園を選択していないということもあると思います。幼児期のダイナミックな遊びの大切さを色々な方法で保護者に伝えていき、園庭が整備されている保育園や幼稚園を選んでもらうという方法もあるかと思うので、保育園に園庭を整備していくという視点と合わせて、保護者の意識を変えていくことも視点に加えてほしいと思います。
D委員	私も園庭の有無で保育園を選んでいませんでした。園庭は子どもたちの成長に良いのだろーとは思いますが、代替園庭の公園で遊ぶのとは何が違うのかが明確になると、保護者からの声も上がり、区としても動いてくださるということもあるかと思うので、啓発活動を行えるといいのではと思います。
B委員	また、先ほどB委員がご質問されていた、港区は幼稚園や保育園以外の施設に通っている割合が高いことについて、保護者がインターナショナルスクール等の教育内容を希望して選択しているのであれば、改善は必要ないのではないのでしょうか。 インターナショナルスクールだけではなく、認可のない特殊な保育園もあります。早期からの学習、特に英語学習に対する意識の高い保護者など、インターナショナルスクールを選択する保護者が多くいらっしゃいます。 そのような保護者がおっしゃるには、インターナショナルスクールは高い保育料がかかりますが、区がインターナショナルスクールや認可のない保育園を利用している保護者に対しても多額の補助を行っているので、保育園に行くのと変わらずに通えているということでした。 保護者がどの施設を選択しようが構いませんが、子どもにとって本当に良いのかということを慎重に考えなければいけません。子どもたちは自然環境の中で、友達や保育者と一緒に色々な経験をとおして学んでいくことが大事であり、早期からの英語教育は子どもにとって良い影響はないと考えます。
澁谷会長	色々なご意見をいただきましたが、大事な論点が出てきたかと思います。 子どもの権利は大きなキーワードになりますが、遊ぶ権利や育つ権利が具体的にどのような環境の中で保障されるかというところをしっかりと考えていかなければいけないと思います。
E委員	パブリックコメントの数が少なく寂しく感じました。計画期間は今後も続きますので、多くの人に知ってもらい、気軽に意見を寄せていただける仕組みを考えていかなければいけないと思います。
事務局 (子ども政策課長)	計画に反映された意見が7件あり、そのうち4件がみなと子ども会議の意見ですが、みなと子ども会議の子どもたちはどのようなきっかけで集まったのでしょうか。 また、資料1-2のNo.39に「大人だけの意見にならないように、子どもの意見を聞いてほしい」とありますが、どのように計画を修正したのでしょうか。 みなと子ども会議は、当事者である子どもの意見を聴き、行政全般に反映していくといった取組の一環で実施しているものです。会議委員は公募を行い、今年度の委員構成は小学生11人、中学生10人、高校生世代7人の計28人です。今年度は全4回開催予定で、第4回を3月に開催します。来年度は新しい方に参加いただけるように現在公募中であり、今後このような場を通じて、子どもの意見をいただきながら施策を進めていきたいと考えています。 計画に追記した内容は、資料1-3のNo.3に記載のとおり、子どもの意見を把握

E 委員	する取組の推進について、気軽に区に意見を届けてもらう子ども版広聴に関する記載を追記しました。 みなと子ども会議で出た意見に丁寧に応え、意見が計画に反映されたということ子どもたちに知らせていただきたいと思います。 子ども版広聴という表現は子どもにはわかりづらいため、もう少しわかりやすい言い回しがあるといいかと思ひます。 みなと子ども会議の様子を、子ども・子育て会議でも伝えていただけると有難く、子どもたちとうまく繋がっていただけたらいいなと思ひます。
事務局 (子ども政策課長)	計画書の 179 ページから、子ども・若者の意見聴取について掲載しています。また、3 月に開催するみなと子ども会議では、意見の計画への反映状況を子どもたちに丁寧にお伝えしていきます。
F 委員	みなと子ども会議の子どもたちからの意見が多くありますが、対応状況③計画素案では記述していないが、既存事業等で対応しているものについては、周知や対応が十分でないということもあるかと思ひます。既存事業で対応しているが今後更に推進していくということを記載いただけるとよいかと思ひます。
事務局 (子ども政策課長)	例えば、資料 1－2 No.54 の夜道が暗いので明るくしてほしいという意見に対して、まちづくり課にご相談くださいという回答になっており、子どもにそのまま回答するのではないかとと思ひますが、しっかり応えていただきたいと思います。 みなと子ども会議は、小学校、中高生のグループに分け、ファシリテーターを入れて子どもたちからざっくばらんに色々な意見をいただき発表してもらっています。子どもたちの意見を関係部署に展開し、区の回答をまとめたものが資料 1－2 です。
G 委員	子どもたちにはこの資料をこのまま渡すのではなく、3 月に開催する会議において、対応状況③についても丁寧に説明する予定です。 B 委員からもご意見があったように、全体的に数値目標があった方がいいと思ひます。前回指摘させていただきましたが、例えば計画書 61 ページの養育支援訪問事業等の充実については、訪問を何回行うのかということが書かれておりません。今回の計画策定では難しいかもしれませんが、次回の計画策定では数値目標を設定いただくと、進捗評価をするときにわかりやすいと思ひます。
事務局 (保育課長)	園庭については、園庭の有無で子どもの育ちの何が違うのかということについて学生からもよく質問されます。園庭のない園というのは日本ぐらいですので海外の研究はなく、日本のエビデンスのある研究ではないかもしれませんが、園庭という身近な場所に遊べる場所がある方が社会性や人間性が育つと言われてしています。 そういう面で言うと、タワーマンションなどの空間を活用した園庭の整備については、子どものどのような力を育てるかという視点で考えた方がいいと思ひます。 人材確保については、一番金額が大きいのは家賃補助です。保育園は 1 か月当たり 8 万円以上の家賃補助がありますが幼稚園は補助がありません。他区では幼稚園教諭に補助を出している区もありますので、保育園と幼稚園で補助の内容を合わせるのであれば、港区でも幼稚園教諭への補助を検討してもいいかと思ひます。 (2) 令和 5 年度の区立保育園及び区立幼稚園の運営経費について (資料 2 説明) 令和 5 年度の区立保育園運営経費について説明させていただきます。 今回は初めての委員もいらっしゃいますので、はじめに本通知の内容を簡単に説明

させていただきます。

平成 27 年 4 月から開始した子ども・子育て支援新制度において、区市町村が教育・保育施設に対して施設の運営に必要な経費を支弁する施設型給付等の仕組み等が創設されました。これに伴い区では、教育・保育施設を利用する児童の保護者に対して施設型給付費の額をお知らせしており、本資料はそのためのものです。

施設型給付費は、国が定める教育・保育に必要な費用の基準額、いわゆる公定価格から保護者が負担する利用者負担額を差し引いた金額となります。なお、区では、保育の質の向上のために様々な施策の充実を図っており、区が定める公定価格を超えて経費を負担していますので、その部分の金額も含めてお知らせしています。

資料の内容に先立ち、昨年度からの資料の変更点をご案内させていただきます。昨年度の本会議でいただいたご意見を踏まえて修正した点が 2 点あります。

1 点目は、リード文を見直し、保護者への通知となるべく本資料が法定代理受領している施設型給付費をお知らせするだけでなく、区が保育の質の向上のために公定価格を超えて負担している経費も含めて示しているという点を明記しました。

2 点目は、過年度との比較ができるように、参考として前年度資料を添付しています。経費の算出方法は前年度と同様ですが、前提条件の部分で 2 点ほど変更があります。1 点目として、令和 5 年 9 月から、3 歳児から 5 歳児は給食費を無料化、0 歳児から 2 歳児は所得階層に応じて算出した給食費相当分を保育料から減額しています。2 点目として、令和 6 年 4 月に指定管理園である神応保育園が新規開設となり、施設数が 1 増えています。

それでは資料の説明に入ります。上段の図をご覧ください。

まず、0 歳児から 2 歳児についてです。記載の金額が区立保育園に通う児童 1 人当たりには要した経費の目安で年額 4,167,400 円となります。このうち、国の基準額である公定価格に相当する部分が 1,849,700 円となり、そこから利用者負担額の年額 260,900 円を差し引いた残りの 1,588,800 円が施設型給付費となります。

また、右側の国の基準額である公定価格を超える 2,317,700 円が区が保育の質の向上のために必要な経費として独自に負担している部分です。

続いて、3 歳児から 5 歳児についてです。表の見方は 0 歳児から 2 歳児と同様ですが、令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化により保育料が 0 円であることが異なります。

なお、こちらの利用者負担額ですが、区では、令和 5 年 9 月から全ての子どもの給食費を無料としていますので、こちらの金額は令和 5 年 8 月まで徴収していた給食費をお示ししています。また、当時の給食費は月額 5,000 円で設定しておりましたが、第 2 子以降の子どもなどは給食費が無料のため、それらも含めた平均額で年額 11,700 円となっています。

次のページには年齢別の施設型給付費をお示ししています。0 歳児から 2 歳児の方が公定価格が高い理由は、職員の配置が手厚く 1 人当たりの単価が高く設定されているためです。

参考として下段に区立認定こども園の公定価格をお示ししています。

事務局
(学務課長)

(資料 3 説明)

令和 5 年度の区立幼稚園運営経費について説明させていただきます。

今回報告させていただく趣旨は、資料 2 を用いて保育課長から説明させていただい

B 委員 事務局 (学務課長)	たものと同様です。 区立幼稚園における令和 5 年度園児 1 人当たりの運営経費は、図の上段にあるとおり 1,154,500 円となります。このうち、国の基準で算定した運営経費である公定価格は 572,800 円となります。この額から利用者負担額となる保育料を引いた額が保護者に対する給付費である施設型給付費となります。保育料の無償化により保育料は 0 円となっていますので、公定価格と同額となります。 また、運営経費総額から公定価格を引いた 581,700 円は国の基準を超えて区が支出している額となります。 昨年度、本会議において経年変化を確認したいというご意見がありましたので、令和 2 年度からの運営経費の推移を参考として添付しています。 区が子どもたちに対して多額の負担をさせていただいていることは大変結構なことですが、問題はその負担が公平であるかということです。 資料 2 の保育園については、グラフが実際の数字に比例しない書き方になっているので公費負担が少ないように見えますが、上段の図では、運営経費 4,167,400 円のうち 1,588,800 円と 2,317,700 円を合わせた約 390 万が公費負担となっています。 非常に多額の負担をさせていただいていますが、在宅で子育てをしている方も多一中、在宅子育て家庭に対しての給付はありません。国もようやくそこに気付き、在宅子育て家庭への補助を考え始めているので、ぜひ区でも考えていただきたいと思います。 資料 2 の裏面に区立認定こども園の記載があります。1 号認定の運営経費が 100 万円以上かかっており、区立幼稚園の運営経費よりも高くなっています。芝浦アイランドこども園の 1 号認定の 4 歳児、5 歳児は人数が少ないので結果的にこういうことになってしまうのだと思いますが、認定こども園の 1 号認定の方々は幼稚園教育を受けているのかといったら受けておりません。長時間の保育なのか短時間の保育なのかの違いだけです。芝浦アイランドこども園では、4 歳児、5 歳児は 3 時間の保育なのに公定価格が高くなっています。認定こども園を整備するとこのような過大な公費負担が生じるということになってしまいます。 資料 3 の区立幼稚園については、保育園ほどの公費負担ではありませんが、私立幼稚園に比べると多くなっています。毎年、地方教育費調査よりも小さい額がこの資料に記載されていますが、今回は地方教育費調査と同額なのでしょうか。違うのであればその理由はどういったもののでしょうか。 また、国は公定価格の中に給食費を入れていないため、日本全体では保護者が給食費を負担していますが、港区では給食費を徴収していません。在宅子育て家庭の方がお金がかかりますので、平等に支援していただきたいと思います。 区立幼稚園は給食がありませんが、一部の幼稚園では父母の会が給食に代わる取組をされていたり、私立幼稚園では給食がある園とない園がありますので、公平にするのであれば国と同様に保護者全員から給食費を徴収すればいいと思います。全てを公平にするのは難しいですが、公費負担するのであれば、全ての家庭にある程度支援すべきだと思います。 地方教育費調査との差について簡単に説明させていただきます。 地方教育費調査とは、地方自治体における教育等にかかる経費を毎年国が調査しているものです。地方教育費調査では初期費用としての建設費を算定しているのに対し、公定価格では建設費を算定していません。公定価格に建設費を算定していない理
---	--

	由については、国の考えもあるかと思いますが、そのような状況から地方教育費調査の数値と差が生じています。
B 委員	国は公定価格に資本的経費を含めていますが、減価償却額に含めていまして、区も減価償却額を計上すべきだと思います。
C 委員	不公平が生じているという点について意見の相違はありませんが、給食がある私立幼稚園に通っている園児の保護者には副食費という形で補助があるかと思います。区立幼稚園に通わせている保護者からすると、私立幼稚園には補助があるよねと思うこともあります。
B 委員	極めて少額の補助はあります。
A 委員	資料 2 の区立保育園の運営経費について、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて大幅に増額していますが、どのような勘定科目が増額しているのでしょうか。 私立保育園では園児数が運営に直結するので、近年園児数が激減している園は運営が厳しい一方、区立保育園は昨年度から運営経費が大幅に増額していることに疑問を感じます。
事務局 (保育課長)	区立保育園全体にかかる金額は、施設数が増えたことによって上がっています。一方で、在籍児童数は減っていますので、1 人当たりの単価は高くなっています。また、あわせて公定価格の単価も上がっていますので、運営経費自体も増加しています。参考として、令和 4 年度の在籍児童数は 2,636 人、令和 5 年度の在籍児童数は 2,606 人です。
G 委員	こども誰でも通園制度について、国の運用基準の 1 人当たりの利用時間が月 10 時間なのに対し、現在港区では 100 時間と非常に差があります。令和 8 年度から本格実施となりますが、在宅子育て家庭への手厚い支援をしていく中で、今後も 100 時間で実施していくことは難しいのではないかと思います。国の運用基準からどのぐらい上乘せするのでしょうか。 また、計画書の 27 ページにも記載があるように、区立幼稚園の園児は年々減少しているので、園ごとのコストパフォーマンスは悪い状況かと思います。国は公立幼稚園の認定こども園化を進めるということを示しており、区立幼稚園が今後閉園してしまう可能性があることを考えると、区立幼稚園の認定こども園化を検討する必要があるかと思います。また、区立幼稚園には園庭があるので、認定こども園化を進めることで遊び場の課題もある程度改善されるのではないかと思います。
事務局 (保育課長)	(3) 令和 7 年度の保育園及び幼稚園の申込状況について (資料 4 説明) 令和 7 年 4 月保育園入園 (1 次) 申込状況について説明させていただきます。 保育園の入園申込については、1 次申込と 2 次申込を毎年度実施しており、今年度の 1 次申込期間は令和 6 年 11 月 1 日から 11 月 16 日までとなっています。令和 7 年 1 月 30 日に結果を郵送しています。 入園申込者数は全体で 1,148 人、内定者数は 972 人、内定率は 84.7% です。昨年との状況と比較すると、申込者数は 275 人減、内定者数は 25 人増、内定率は増加しています。 申込者数の減少の要因としては、育児休業給付金の延長厳格化により、これまでは区の入所保留通知書などを提出すれば育児休業給付金が受給できたものが、令和 7 年度から提出する書類が増え、保育園等の利用申込が純粹に速やかな職場復帰のために

	行われたものであると認められる必要性が生じたことによる減少と、認可外保育園や認証保育所の助成対象要件から待機児童であることを令和7年4月から外したため、真に保育を必要とする入園希望者に絞られたことが要因であると考えています。
事務局 (学務課長)	(資料5説明) 令和7年度港区立幼稚園の申込状況について説明させていただきます。 募集定員は合計454人、一斉募集における応募人数は199人であり、前年度の202人から3人減となっています。 年齢別内訳として、3歳児は前年度188人、今年度181人、4歳児は前年度14人、今年度18人となっています。 一番右の列には、参考として令和7年度在籍見込み人数と、前年度の在籍人数を記載しています。 また、表側右側に※3とある本村幼稚園の4歳児クラスは、令和7年1月末時点での応募者数が10人未満の場合、令和7年度の学級編制を行わないと記載していますが、一斉募集での申込が2人、その後期間を延長して応募の働きかけを1月末まで行いましたが最終的に応募者が5人にとどまりましたので、本日時点で令和7年度の4歳児の学級編制は行わない形になっています。申込をされた5人には、事前に学級編成を行わない可能性があることを前提条件として応募していただいております、現在第2希望園等へのご案内を行っています。
事務局 (教育長室長)	(資料6説明) 令和7年度私立幼稚園応募状況について説明させていただきます。 資料6は、港区私立幼稚園連合会からいただいた数字を元に作成しています。 表の見方としては、1段目が募集人数、2段目が応募人員、3段目が応募に対して許可した人数、4段目が許可に基づき入園手続きに進んだ人数です。 愛育幼稚園の3歳児を見ると、54人の募集人数に対して、応募が87人、そのうち67人を許可し、入園手続きに進んだ人数が36人となります。 裏面を見ますと、15園全園で3歳児については入園手続きに進んだ人数は前年度557人、今年度519人となり、約40名減少しています。 15園全体の令和6年5月1日付在園児数は1,762人、令和7年度4月1日付園児在籍見込人員は1,687人となっており、こちらも減少しています。
B委員	従来、区役所の窓口で、区職員から「育児休業を長く取ると保育園に入園できなくなる」と言われ、育児休業を早めに切り上げて保育園に出願するというようなことが起きていました。現在は保育園に空きが出ていますので、育児休業をきちんと取っていただき、育児休業明けに入園を許可するという体制を整え、応募する方々に安心感を与えていただきたいと思います。
C委員	近年、待機児童がほぼいなくなり、年度途中でも保育園に入園しやすくなっているので、現在区役所の窓口で「年度途中で保育園に入りづらいですよ」という案内はないかと思います。
B委員	なければ結構です。
会長	本日予定される議題は以上となります。最後に事務局から事務連絡はございますか。

事務局 (子ども政策課長)	ご発言できなかった委員につきましては、先日 1 月 30 日にメールで送付しました意見記入表に記入の上、計画決定まで事務手続きがある関係上、期限が短く大変恐縮ですが 2 月 10 日までにご提出をお願いします。 次回の会議は 5 ～ 6 月頃の開催を予定しております。開催についてはまた改めてご案内いたします。
会長	終了予定の時間ですので、第 3 回港区子ども・子育て会議を終了させていただきます。 － 閉会 －